

## 車両系荷役運搬機械等作業指揮者と積卸し作業指揮者の関係

作業内容		車両系荷役運搬機械等作業指揮者	積卸し作業指揮者
複数人員作業	一の荷が 100 キログラム未満で人力等による積卸し	—	—
	一の荷が 100 キログラム以上で人力等による積卸し	—	○
	一の荷が 100 キログラム未満で車両系荷役運搬機械等を用いる積卸し	○	—
	一の荷が 100 キログラム以上で車両系荷役運搬機械等を用いる積卸し*	○	○
	車両系荷役運搬機械等を用いての積卸し以外の荷役運搬（例：横持ち、はい替え等）	○	—
作業単独	人力荷役、ロープ掛け・ロープ解き、シート掛け・シート外し、車両系荷役運搬機械等を用いる荷役運搬	—	—

(注) 記号説明 ○：必須、—：不要。

(注) \*印の作業については、両方の作業指揮者を兼務することができます。

(注) 上記表の「積卸し」には、「ロープ掛け・ロープ解き、シート掛け・シート外し」を含みます。